

# 全国的な感染拡大の長期化を受けた緊急提言【抜粋】

(令和4年3月4日 全国知事会新型コロナウイルス緊急対策本部 決定)

## 1. 感染拡大防止等について

### ① オミクロン株の特性等を踏まえた感染対策（提言P.1）

- ・ オミクロン株の特性に応じた**保健医療体制の構築や社会活動の継続への対応を検討し、昨年11月に公表された全体像の見直しも含め、全般的な対応方針を明確に示すこと**
- ・ オミクロン株は、従来株より重症化率が低い点が強調されているが、一部地域で深刻な医療ひっ迫を招いている現状を踏まえて、**危機的状況が国民に正しく認識されるよう、国として強く発信すること**

### ② 基本的な感染対策の再徹底（提言P.1）

- ・ 家庭においても、子供や若者から高齢者への感染を防止するために、**基本的感染防止対策を徹底するよう注意を促すこと**
- ・ 年度末を迎える、進学や就職、転勤などで人々の移動が多くなる時期を迎えることから、**感染拡大地域との不要不急の往来は慎重に判断するよう呼び掛けるとともに、外出時には感染対策を徹底し、混雑する時間・場所を避け、体調が悪い場合は、帰省や旅行等を延期するなど外出・移動を控えて、早期に医療機関を受診するよう注意喚起すること**

### ③ 感染状況に応じた対応（提言P.2）

- ・ 緊急事態宣言やまん延防止等重点措置については、**知事の要請に応じて機動的に発出するとともに、解除についても、オミクロン株に応じた基準を明確に示し、解除可能な状態となった場合は、都道府県の意向を踏まえた上で、期間内であっても解除すること**
- ・ これまでの感染拡大時における**まん延防止等重点措置等の効果を早急に検証すること**

- ・ 教育関連施設や高齢者施設における感染拡大を踏まえ、具体的かつ多様な対策を示し、**地方の実情に応じて効果的な対応が選択できるよう、基本的対処方針の更なる改善も含めた対策を強化**するとともに、必要な**感染防止対策等に対する支援の充実**を図ること
- ・ オミクロン株対策は、まん延防止等重点措置の適用等にかかわらず、全国各地で取り組んでいることから、**支援等は全国一律で実施**すること

#### ④ 新たな行動制限緩和と出口戦略の検討（提言P.3）

- ・ ワクチンと検査を活用した新たな行動制限緩和に当たっては、**局面に応じた有効な行動制限の内容を明らかに**した上で、BA.2系統を含めたオミクロン株の特性やワクチン追加接種の状況等を踏まえ、**専門的・医学的見地から検討**するとともに、地方自治体や業界団体等の意見も聞きながら、**分かりやすい制度**とし、**早期にその内容を示すこと**
- ・ 新たな経口薬の承認やワクチンの追加接種の進展、海外における対策の効果を踏まえ、オミクロン株だけでなく、新たな変異株の出現も想定した、感染拡大防止と社会経済活動の両立に向けた**出口戦略**についても早急に検討を進め、速やかに**提示**すること

#### ⑤ 新たな変異ウイルスによる感染拡大に備えた対策の検討（提言P.4）

- ・ BA.2系統を検出できる**検査手法を確立**し、地方衛生研究所等で広く実施できる体制を整えるとともに、BA.2系統の**詳細な性状を早期に分析**し、BA.2系統を含めた今後の**新たな変異株等による感染拡大に備えた対策**を予め検討すること

## 2. ワクチン接種の円滑な実施について

#### ① 追加接種（3回目接種）の前倒しに向けた取組（提言P.5）

- ・ 追加接種の必要性や交互接種の有効性・安全性など、国民が納得して接種できるよう、**国が前面に立ち、端的に分かりやすい情報発信を積極的に行うこと**

- ・前倒しに必要となるファイザー社ワクチンを確実に供給すること
- ・年度替わりに伴う転居がピークを迎えることから、転入前の接種記録が効率的に照会可能となるよう、早急にシステムの改修を行うこと

## ② 12歳未満の子供への接種 (提言P.5)

- ・接種の目的、ワクチンの効果や副反応、接種を推奨する対象等について、科学的根拠を踏まえて、国と地方と専門家が共にワンボイスで発信できる、更に分かりやすい明確なメッセージを打ち出すとともに、相談窓口を国として開設すること
- ・接種実績等の公表に当たっては、小児や保護者への同調圧力や自治体への接種回数増加の要請につながらないよう配慮すること

## 3. 保健・医療体制の強化について

### ① 保健所機能の強化 (提言P.7)

- ・濃厚接触者の把握を始め、積極的疫学調査については、感染者急増に十分対応できていない地域も見受けられるため、オミクロン株の特性を踏まえた実効性の確保に留意しつつ、地域の実情に応じた柔軟な取扱いを可能とすることも含めて検討し、方針を示すこと

### ② 感染者・濃厚接触者の療養期間等の見直し (提言P.8)

- ・感染者や濃厚接触者の療養期間・退院基準・健康観察期間等については、対象者の短期間での増大によって社会機能の維持継続に支障を及ぼしつつあることも踏まえ、エビデンスに基づき、更なる短縮などの見直しを行うこと
- ・介護従事者も含め、エッセンシャルワーカーについても、検査等により毎日勤務できる取扱にするとともに、現在必要とされている待機期間の解除のための検査費用は、全額、緊急包括支援交付金の対象とするなど、国において支援すること

### ③ 治療薬の活用促進等（提言P.8）

- 中和抗体薬及び経口薬について、備蓄分も含め十分な量を確保した上で、医療機関・薬局に適切に配分し、安定供給を図るとともに、備蓄の上限を緩和し、経口薬の譲渡を可能とするほか、現場の医師の判断で早期投与できるよう、弾力的な運用を認めること

### ④ 医療提供体制の確保のための財政措置等（提言P.8）

- オミクロン株による感染拡大は、想定した確保病床等を大きく上回ることが懸念される中、高齢者への感染が広がっていることから、高齢者施設を含めた医療体制の更なる強化に向け、財政支援の拡充をはじめ必要な支援を行うこと
- 緊急包括支援交付金における空床確保料や宿泊療養・自宅療養への支援など、医療提供体制拡充のために必要な経費については、今般の感染状況を踏まえ、令和4年度以降も当面の間継続するとともに、その取扱いを速やかに示すこと
- 緊急包括支援交付金について、令和3年度の実績として今年4月及び5月に医療機関等へ支払うものは令和4年度予算で措置するとされたが、都道府県の令和3年度決算における赤字要因となることから、従前どおり令和3年度予算で確実に支払うこと

## 4. 事業者支援及び雇用対策について

### ① 地方創生臨時交付金等の弾力的な運用と拡充（提言P.11）

- 地域の実情に応じて実施する事業が幅広く対象となるよう制度を見直し、弾力的な運用等を図るとともに、配分残額の早急な配分に加え、新たな変異株による感染急拡大なども見据え、地方単独事業分の増額など更なる財源措置を早急に講じること

### ② 雇用調整助成金等の特例措置の維持等（提言P.12）

- 小学校休業等対応助成金・支援金について、制度の更なる周知や手続きの簡素化、給付の迅速化とともに、日額上限額を一律とした上で、特例措置と同額まで引き上げること